

## 『気をつけたい 事業主の傷病受診』

周知の通り、事業主には労災の適用がない。しかし、事業主が労働者と同様に業務を遂行することも当然あり得る。その結果、怪我を負うことも発生しがちだ。

少なからぬ事業主が、「バレないから」という理由で、業務上の傷病にもかかわらず、健康保険を利用している。これは完全な違法行為。昨今流行りのコンプライアンスを持ち出す以前の話題で、保険詐欺と言われても文句の言えないレベルの話になる。特例として、社会保険の被保険者数が5名未満の企業においては、一定の要件を満たせば、そのようなケースでも健康保険の利用が可能となる。それ以上の規模の事業主が業務上の事由による傷病があった場合、原則として全額自費での受診となる。

近年、協会けんぽを含め、各健康保険の保険者は例外なく財政状況が厳しい。そのため、本来、保険給付の対象外である事業主の業務上傷病にかかる受診については「負傷原因届」の提出を求めるなどして、チェックに余念がない。これを提出する際に、虚偽を記載し、それを理解した上で社判を押してしまえば、罪がさらに重くなるのは言うまでもない。

前述のように「バレないから」と甘く見ていると、思わぬ大きなトラブルに発展する可能性があることも理解しておきたい。



## 『東京高裁も更正処分取り消す 当局の敗訴確定一非上場株評価』

財産評価基本通達で定められた株式保有割合が25%以上である大会社を一律に「株式保有特定会社」に区分し、そのような大会社には「類似業種比準方式」を適用しないとする取り扱いが合理的であるかが争点となった事案で東京高裁は、原審判決同様、納税者の主張を認容し、**税務当局の更正処分などを取り消した**。事案は上告受理の申し立てはなされず確定した。この事案は、上場企業に匹敵する事業規模を持つ非上場会社の大株主だった母親が死亡、子供らがその株式の相続にあたり、その会社を「大会社」に区分し、株式を「類似業種比準方式」で評価したのに対して、税務当局が、その会社の保有資産に占める株式の割合が25%以上あり、「株式保有特定会社」に該当するとして、「類似業種比準方式」適用は認められないとして争われてきた。東京高裁は『株式保有特定会社』に該当するかどうかは、企業規模などを総合的に考慮して判断するのが相当。当該会社の従業員数、総資産価額、取引金額などは上場企業に匹敵する。また、租税回避行為の弊害を危惧する事情などもうかがわれない。このため、当該会社は類似業種比準方式を用いるべき前提を欠く『株式保有特定会社』には該当せず、結果として、『類似業種比準方式』で評価するべきだ」とした。